○四日市市重度障害者(児)紙おむつ給付事業実施要綱

(省略)

(給付の方法等)

- 第6条 紙おむつの給付は、現物給付とし、紙おむつの販売を業とする者(以下「業者」という。)に委託して行うものとする。
- 2 前項の規定による紙おむつの給付の量は、2月当たり<u>26,400円</u>を限度とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、四日市市高齢者等おむつ支援事業実施要綱(平成12 年四日市市告示第114号)第2条に該当する者に対する給付の量は、2月当たり 13,400円を限度とする。

(省略)

別表 (第7条関係)

	階層区分	2月あたりの利用者負担額
A	生活保護法による保護を受けている	0円
	世帯	
В	A階層を除き、前年分の所得税非課税	0 円
	世帯	
С	A階層及びB階層以外の世帯	利用者負担額の上限額は、2,640
		円 (四日市市高齢者おむつ支援事業実
		施要綱第2条に該当する者は1,34
		<u>0円</u>) とする。ただし、2月分申請合
		計金額に100分の10を乗じて得た
		額が上限額を下回る場合は、当該額を
		当該月における利用者負担額とする。
		この場合において、1円未満の端数が
		生じた場合は、これを切り捨てるもの
		とする。